

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び收支予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十二年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年四月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日緬関西友好協会

三 代表者の氏名

徳本 修一

四 主たる事務所の所在地

大和郡山市井戸野町四六三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、市民活動や市民事業が活動を継続し、かつ発展的に拡大し力をつけていくことに対し、また、新たに市民活動や市民事業を行おうとする団体及び個人に対し相互の情報交換や連携を図り、支援することにより市民の自発的な社会活動を推進し国際親善に寄与することを目的とする。